



後期高齢者医療制度の加入者の皆さまへ

後期高齢者医療制度の資格確認書を更新します

令和8年8月以降の医療機関等へのかかり方についてのお知らせです。

現在、皆さまがお持ちの資格確認書の有効期限は7月31日(金)までです。8月1日(土)から使用できる資格確認書または資格情報のお知らせを7月中旬から下旬にかけて簡易書留または普通郵便で送付します。

- 85歳以上の方および84歳以下で、マイナ保険証を普段から利用していない方(マイナ保険証をお持ちでない方も含まれます)

これまでどおり、手続きなしで新たな資格確認書(簡易書留)を送付しますので、お手元に届いた資格確認書で受診できます。

- 84歳以下で、マイナ保険証を普段から利用している方

資格情報のお知らせ(普通郵便)を送付しますので、マイナ保険証と合わせて受診時に提示をお願いします。マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、申請手続きにより資格確認書を交付しますので、その場合は資格確認書での受診も可能です。

- 資格確認書の色は、青色からオレンジ色に変わります。
- 資格確認書は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日(土)以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい資格確認書またはマイナ保険証を提示してください。
- 期限が過ぎた資格確認書は、ご自宅で破棄してください。

令和8年度の後期高齢者医療保険料率と保険料(均等割額)軽減要件が見直されます

後期高齢者医療制度では、医療給付費の財源に充てるため、2年に1度保険料率の見直しが行われます。子ども・子育て支援納付金が令和10年度まで段階的に引き上げられるため本年度は令和8年度の保険料率のみ算定します。

	医療分		子ども分			
	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度		
所得割額	11.13%	10.48%	-	0.25%	7割軽減	43万円+[10万円×(給与所得者等の人数-1)]以下の世帯
均等割額	53,438円	56,130円	-	1,362円	5割軽減	43万円+(31万円(←変更前:30.5万円)×被保険者数)+[10万円×(給与所得者等の人数-1)]以下の世帯
限度額	80万円	85万円	-	2万1千円	2割軽減	43万円+(57万円(←変更前:56万円)×被保険者数)+[10万円×(給与所得者等の人数-1)]以下の世帯

- 問合せ先 { 制度に関するご質問 } あいち後期高齢者医療コールセンター ☎0570-011-558 (通話料がかかります)
(令和9年3月31日(水)までの午前8時45分~午後5時15分)
※土曜・日曜・祝日および年末年始(12月29日(火)~1月3日(日))を除く
※7月11日(土)~8月30日(日)のみ土曜・日曜・祝日も開設
- 〈その他〉 民生部住民課

手当のご案内

ひとり親家庭等に対する手当

■児童扶養手当(国制度)

●支給対象者

父または母に重度の障がいのある家庭、ひとり親家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童(児童に障がいがある場合は20歳未満)を養育している方

●手当月額

第1子	全部支給	48,050円
	一部支給	48,040~11,340円
第2子以降加算	全部支給	+ 11,350円
	一部支給	+ 11,340~5,680円

■愛知県遺児手当

●支給対象者

父または母に重度の障がいのある家庭、ひとり親家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を養育している方

●手当月額(児童一人につき)

支給開始 1~3年目	4,350円
4~5年目	2,175円
6年目以降	支給対象外

■飛島村遺児手当

●支給対象者

愛知県遺児手当と同じ

●手当月額(児童一人につき)

一律	3,200円
----	--------

障がいのある方等に対する手当

■特別児童扶養手当(国制度)

●支給対象者

① 20歳未満の身体障害1~2級程度または療育手帳A判定程度の児童を養育している方
② 20歳未満の身体障害3級(4級の一部含む)程度または療育手帳B判定程度の児童を養育している方

●手当月額(児童一人につき)

①に該当する児童	58,450円
②に該当する児童	38,930円

■在宅重度障害者手当(県制度)

●支給対象者

① 身体障害1~2級で療育手帳A判定の方のうち在宅の方
② 身体障害1~2級の方、療育手帳A判定の方、身体障害3級の障がい有し療育手帳B判定の方のうち在宅の方

●手当月額(一人につき)

①に該当する方	15,950円
②に該当する方	6,950円

手当に関する注意

●所得制限

飛島村遺児手当以外は、所得制限があります。所得の金額により支給対象外となる場合があります。

●障がいの程度

支給対象者とされている程度の障害者手帳等をお持ちの場合でも、診断書等の要件により認定されない場合があります。

●生活の状況

長期入院(3カ月以上)や施設入所、婚姻(事実婚を含む)等、生活状況により支給対象外となる場合があります。

●問合せ先

民生部住民課



福祉医療のご案内

福祉医療受給者証の更新確認を

お願いします

障害者医療、後期高齢者福祉医療の受給者証をお持ちの方で、有効期限が「令和8年7月31日」と表記されている方は、更新手続きが必要です。

7月上旬に対象の方へ更新申請書等を送付しますので、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。引き続き該当する方には、新しい受給者証を7月下旬に送付します。

なお、期限が過ぎました受給者証は、ご自宅で破棄してください。

●問合せ先

民生部住民課

福祉医療受給者証は申請が必要です

新規申請を希望する方は、民生部住民課までご相談ください。受給者証は申請がないと発行ができません。

■子ども医療

0歳～18歳までの方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

●対象者

0歳～18歳(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方の保護者

※保護者の医療費は助成されません。

■母子・父子家庭医療

ひとり親家庭や重度の障害を有する父または母等がいる家庭(ひとり親家庭と同じ扱いになる家庭)が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

●対象者

- ・ひとり親家庭で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方を扶養する父母等
- ・ひとり親家庭で扶養されている18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方
- ・父または母に重度の障害を有する家庭で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方を扶養する父母等
- ・父または母に重度の障害を有する家庭で扶養されている18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方

下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方

■障害者医療・精神障害者医療

心身に障害を有する方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

●対象者

- ・身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- ・身体障害者手帳4級で腎臓機能障害をお持ちの方
- ・身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症(しんこうしんじゆく)の方
- ・知能指数50以下の方
- ・自閉症(しへいせい)と診断されている方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

■後期高齢者福祉医療

後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

●対象者

- ・障害者医療、精神障害者医療、母子・父子家庭医療の要件に当てはまる方
- ・ねたきり、認知症の方で要介護度4または5と認定されている方

て、生活介護を3か月以上継続して受けている方(所得制限あり。)

・独り暮らしで住民税非課税の方(税法上の被扶養者、施設入所者は除く。)

(後期高齢者医療制度)

65歳から74歳の方で次の手帳をお持ちの方は後期高齢者医療制度に加入できます。

- ・身体障害者手帳1～3級
- ・身体障害者手帳4級で音声・言語、下肢1・3・4号
- ・療育(愛護)手帳A判定(1・2度)
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級

後期高齢者医療制度に加入できる方で障害者医療、精神障害者医療、母子・父子家庭医療の要件に当てはまる方は、後期高齢者医療制度に加入しないと医療保険における自己負担額は助成されません。

●問合せ先

民生部住民課



国民健康保険

●新しい資格確認書・資格情報のお知らせを送付します

現在皆さまがお持ちの国民健康保険資格確認書の有効期限は、7月31日(金)までです。

8月1日(土)から使用できる資格確認書は、7月下旬に世帯主あてに送付します。

なお、マイナ保険証の連携状況に応じて資格情報のお知らせを送付することがあります。

有効期限が過ぎた資格確認書は使用できませんので、ご自宅で破棄してください。

※マイナ保険証とは健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

●国民健康保険の喪失手続きを忘れていませんか

会社の健康保険等に加入した場合は、必ず14日以内に国民健康保険の資格喪失の届出をしてください。マイナ保険証登録をしている場合でも保険者への届出は引き続き必要です。ご注意ください。

●問合せ先 民生部住民課

不燃ごみ収集日の変更

7月の不燃ごみの収集日は次のとおりとなりますので、ご注意ください。

7月11日(土)および7月18日(土)
(通常は第2・第4土曜日ですが、7月25日は海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターが舗装工事を行うため第3土曜日に収集します。)

高齢者世帯等への家具転倒防止器具取付け

地震における家具転倒等による身体への被害を最小限にするために、高齢者・障がい者の世帯に対し、家具転倒防止器具の取付けを支援します。

●対象世帯

- ・65歳以上のみの世帯
- ・障害者手帳の交付を受けている方のみの方の世帯

●対象家具(10力以内)

- テレビ台書棚・食器棚等
- テレビ等電化製品

●取付け条件

釘・ネジ・L型器具等を使用し、固定できるもの(テレビ等の電化製品は、粘着パット式)

※取付け支援は、1世帯につき1回まで

●費用

無料(ただし、取付けに必要な補強材とそれに係る工賃は除く)

●注意事項

・取付けに関する片付け等の準備は、ご自身で行ってください。

●申込先

すこやかセンター内福祉課



就学援助

本村では、お子さんを小・中学校に就学させることに経済的な理由でお困りの方に対し、給食費・学用品費・修学旅行費などの一部を援助する事業を行っています。

●対象

- ・村民税が非課税または減免された家庭
- ・児童扶養手当が支給された家庭
- ・その他経済的に困りの家庭

●問合せ先

中央公民館教育課





さくら作業所 宿泊訓練

さくら作業所を利用した宿泊訓練を次のとおり実施します。希望される方はお申込みください。

(主催・飛鳥村社会福祉協議会、飛鳥村心身障害児(者)保護者会あゆみ会)

●日程

1回目 7月25日(土)

～26日(日) 1泊2日

2回目 8月22日(土)

～23日(日) 1泊2日

3回目 9月26日(土)

～27日(日) 1泊2日

4回目 10月24日(土)

～25日(日) 1泊2日

●時間

土曜日16時～日曜日9時30分

●場所

さくら作業所(ふれあいの郷内)

●対象

在住の知的障がい者

●参加費

参加者1日500円

●持ち物

着替え、タオル類、洗面用具、薬、その他本人が必要と思われるもの

●申込方法

飛鳥村社会福祉協議会にお申込みください

クーリングシエルター (指定暑熱避難施設)の開放

本村では、「熱中症特別警戒アラート」が発表された際、危険な暑さから身を守り、誰もが自由に休憩できるように、冷房設備を有する施設を「クーリングシエルター」として開放しています。

●期間

7月1日(水)～10月21日(水)

●開放時間

各施設により異なりますので、村公式ホームページをご確認ください。

●場所

役場・すこやかセンター・中央公民館・敬老センター

●受入可能人数

各施設10名程度

●注意事項

- ・飲料は各自でお持ちください。(各施設に自動販売機があります。)
- ・休憩場所は各施設のロビーなどの指定された場所になります。
- ・その他、利用にあたっては各施設管理者の指示に従ってください。

●問合せ先

すこやかセンター
内保健環境課



村公式ホームページ
[クーリングシエルター
(指定暑熱避難施設)の開放]

認知症高齢者等見守りシール 交付事業を開始します

本村では、認知症によりひとり歩き中に道に迷うおそれがある高齢者等やその家族が地域で安心して生活することができるよう、認知症高齢者等に対して「見守りシール」を交付します。

「見守りシール」とは、二次元コードが印字されたラベル・シールで、衣服や持ち物に貼って使用します。対象の認知症高齢者等が行方不明になった際、発見者が二次元コードを読み取ると、事前に登録されたご家族等に直接メールが自動送信されます。また発見者は、専用の伝言板で保護に必要な情報を確認でき、ご家族等と双方の個人情報を開示することなく、連絡を取り合うこともできます。

●対象者

村内に住所を有する在宅の認知症高齢者等のうち次の方

- ・要介護認定または要支援認定を受けた65歳以上の方
- ・認知症と診断された65歳未満の方

●交付枚数

次の見守りシール計50枚(初回無料)

- ・耐洗ラベル(衣服等にアイロンで貼り付けるラベル)40枚
- ・蓄光シール(持ち物等に貼る暗闇で光るシール)10枚

※追加交付を希望する場合は、利用者負担となります。

●申請から利用開始までの流れ

①申請

民生部福祉課で申請手続きをしてください。

②情報登録

記入いただいた対象者の情報や、緊急連絡先のメールアドレス等を職員が登録します。

③利用開始

後日、窓口でメールの受信確認を行い、「見守りシール」を交付します。「見守りシール」を対象者の衣服や持ち物に貼り、利用開始となります。

●申請開始日

7月1日(水)

●問合せ先

すこやかセンター
内福祉課

